

指定リサイクル袋(緑・青)の廃止について

住民福祉課 ☎0745-44-3077

ごみの分別の種類	令和7年3月まで	令和7年4月以降
リサイクルごみ	指定リサイクル袋(緑色・青色) 	市販の透明または半透明の袋(45ℓ以下)
有害ごみ・びん ・スプレー缶	指定ごみ袋(透明) 	市販の透明または半透明の袋(45ℓ以下)
燃えるごみ	指定ごみ袋(赤色)	これまでと変更はありません
燃えないごみ	指定ごみ袋(透明)	これまでと変更はありません

(経過措置)

- 令和7年4月以降にお手持ちの「指定リサイクル袋(緑・青)」は、令和7年4月1日～4月30日までの間は、「指定ごみ袋(赤色)」又は「指定ごみ袋(透明)」に代用して出すことができます。
 - 令和7年5月以降で「リサイクル袋(緑・青)」が残った場合は、「一包10枚単位」で「指定ごみ袋(赤色)」又は「指定ごみ袋(透明)」に交換いたします。
 → 役場窓口のみの取り扱いとなります。(販売店では交換できません)
 ※ 販売価格の差額をご負担いただきます。
 (例: 10枚あたり、緑・青200円と赤450円に交換する場合は250円の差額)
 注) これまでどおり、リサイクル袋として出していただいても収集いたします。
- ※ ごみ分別の方法については、新たな「家庭ごみ分別の手引き(令和7年4月版・オレンジ色)」をご確認ください。
 (3月の広報誌に折り込みしております。公式 HP もご覧ください。)